

備北地区消防組合公告第1号

備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事基本・実施設計業務委託について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

令和5年9月5日

備北地区消防組合管理者 福岡 誠志

1 業務概要

(1) 業務名及び業務内容

備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事基本・実施設計業務

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和6年10月31日（木）

2 参加資格及び評価基準

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたもの

イ 令和5年度・6年度三次市又は庄原市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に記載され、「建築一般」に部門登録があるもののうち、希望業務として「意匠」を選択しているもの

又は広島県の令和5年度・6年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受け、かつ格付がAに認定されているもの

ウ この公告の日から契約までの間においても備北地区消防組合，三次市，庄原市又は広島県のいずれかの指名除外措置を受けていないもの

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した場合には，裁判所からの更生手続開始決定がされている者

カ 広島県内に本社・本店・契約権限を有する営業所・事業所を有しているもの

キ 他の設計共同体の構成員や協力事務所として，今回のプロポーザルに参加していないもの

ク 国税，市税等を完納しているもの

ケ 過去10年以内（平成25年4月以降）に1,500㎡以上の消防施設の新築工事の実施設計を受注し，その設計が完了している実績があるもの

(2) 参加表明書进行评估するための評価基準

「参加表明書の評価基準」による。

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

「技術提案書の評価基準」による。

3 手続等

(1) 担当者

〒728-0012 三次市十日市中三丁目1番21号

備北地区消防組合消防本部 総務課

電話 0824-63-9573

ファクシミリ 0824-63-3129

電子メール bihoku-info@119-bihoku.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法等

ア 交付期間

令和5年9月5日（火）から令和5年9月22日（金）まで

イ 交付方法

備北地区消防組合ホームページからダウンロードを原則とする。

なお、希望する者には、次のとおり交付及び郵送を行う。

(ア) 交付場所・申込先

(1)の担当課に同じ。

毎日9時から17時まで（土日祝日を除く）

(イ) 郵送を希望する場合

切手を貼付し、返信用封筒に送付先のあて先を記入して、(1)の担当課に申し込むこと。（郵送する資料は、日本工業規格A列4版の用紙75枚程度（約300g））

(3) 参加表明書の受付期間等

ア 受付期間

令和5年9月5日（火）から令和5年9月22日（金）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 技術提案書の受付期間等

ア 受付期間

令和5年9月29日（金）から令和5年10月27日（金）まで

イ 提出場所

(1)の担当課に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送による。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
上記 3 (1) の担当課に同じ。
- (4) 詳細は、備北地区消防組合消防本部・三次消防署新庁舎建設工事基本・実施設計業務の公募型プロポーザル説明書による。